

平成 2 1 年度 第 1 回豊田市防災会議 会議録

日 時 平成 2 2 年 2 月 1 0 日 (水) 1 4 時から 1 5 時 2 0 分

場 所 南 5 1 会議室

出席者 会長、委員 3 1 名 別添名簿のとおり

(3 5 名中 3 1 名の出席により、過半数を超えており本会は有効に成立)

あいさつ 豊田市長

議 事

1 審議事項

(1) 豊田市地域防災計画の改訂について

- ・災害対策基本法第 4 2 条に基づく改訂であり、1 月 2 9 日付けで愛知県との協議を終了している。
- ・改訂の主な理由は、国の防災基本計画・県の地域防災計画の改訂を受け、整合性を図るためである。
- ・主な改定内容は、以下のとおり。

ア 全面改訂

- ・章構成の全面的な見直し、圧縮化

イ 計画本文の整合

- ・風水害、地震計画の間で、表現・書き振り等を統一

ウ 新規導入

- ・役割分担表の導入
- ・時系列表の導入

エ 章の新規追加

- ・「中山間地域等における孤立対策」を章として新規追加する。

【質疑・意見等】

- ・改訂内容の中で、章の新規追加「中山間地域等における孤立対策」とあるが、当市の孤立集落はどのくらい存在するのか。また、孤立集落に対しての物資輸送についてはヘリコプターの活用が重要な手段と思われるが、ヘリコプター発着場の整備状況について示していただきたい。

【回答】

- ・内閣府の調査により、2 2 5 箇所との調査結果が出ている。
さらに、市独自で、徒歩による外部への移動が可能か、地域内に避難所があるか等の条件を加味して調査した結果、1 4 0 集落が孤立集落となる可能性がある。
本年度、県と協力して、現地調査を実施している。この結果を元に対策を講じて行く。
- ・ヘリの発着場については、小学校、中学校のグラウンド、公園を中心に 5 2 箇所ヘリポートが指定されている。
また、旧 6 町村に各 1 箇所の夜間離発着可能なヘリポートの整備を進めている。

【質疑・意見等】

- ・資料 1、3 ページ、第 2 節「孤立への備え」の中で、市は集落と市の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めることとする。とある。市の防災行政無線についての活用について消防団も苦慮しているが、市は今後どのように活用していこうと考えているのか示していただきたい。
また、通信ができないエリアについても今後の対応策について考慮をお願いしたい。

【回答】

- ・同報系、移動系の 2 種類の無線を整備している。消防団には移動系を配備している。現場での利用はもちろん、訓練でも利用していただき、操作に精通していただきたい。
また点検の際にも使用方法については説明をさせていただく。

【採決】

- ・異議なし 原案通り承認

(2) 豊田市水防計画の改訂について

- ・水防法第 3 2 条第 2 項に基づく改訂である。
- ・改訂の主な理由は、平成 2 1 年度改訂において県の指摘した次年度留意事項を反映するためである。

【質疑・意見等】

- ・質疑等なし

【採決】

- ・異議なし 原案通り承認

(3) 平成 2 2 年度豊田市災害対策本部体制について

- ・見直しの主な理由は、突発的なゲリラ豪雨、局所的なダウンバースト等の小規模災害発生時の初動業務に対応する非常配備体制を構築するためである。
- ・改定内容は、以下のとおり。
 - 1 現行の準備体制と第 1 非常配備との間に中間規模の新体制を構築し、第 1 非常配備とする。
 - 2 現行の第 1 非常配備は第 2 非常配備へ、第 2 非常配備は、第 3 非常配備へと移行し、第 3 非常配備は第 4 非常配備に吸収する。

【質疑・意見等】

- ・資料、3 本部体制の見直しの中で、ゲリラ豪雨に対して積極的な変更が見受けられるが、大雨警報が発令された場合は、現行の 8 5 人から 3 0 人程度に人数が後

退するが、そのあたりのことについて示していただきたい。

【回答】

- ・ 85人体制のメンバーは管理職が中心であり、また初動時に早急に必要の無い部署も画一的に参集していた。
- 今回の見直しは、参集メンバーの見直しなど実動的な部分を充実させており、後退ではない。

【採決】

- ・ 異議なし 原案通り承認

2 報告事項

(1) 平成21年度の非常配備等について

風水害等について

- ・ 準備体制を42回、うち第2非常配備体制に至ったのが、台風18号により1回である。

地震について

- ・ 駿河湾を震源とする地震による第1非常配備体制が1回。

降雨状況等について

- ・ 降雨状況と大雨警報・洪水警報の発令時間との関係について説明をした。

【質疑・意見等】

- ・ 質疑等なし

(2) 駿河湾を震源とする地震及び台風18号に関する状況報告について

駿河湾を震源とする地震

- ・ 当市の最大震度は4であった。
- ・ 第1非常配備体制を設置し、職員の参集人数は、166名であった。
- ・ 避難場所開設なし。避難者なし。
- ・ 被害状況は、骨折1名、落石3箇所、水道水の濁り約230件であった。
- ・ 東海地震観測情報が3回発表されたが、東海地震との関連性なし。

台風18号

- ・ 伊勢湾台風級との情報から、早めの対策を実施した。
- ・ 第2非常配備体制を設置し、943名の職員が配備に着いた。
- ・ 人的被害なし。
- ・ 住家被害については、全壊・半壊は無く一部損壊のみであった。
- ・ 倒木により、約17,000戸が停電した。
- ・ 全避難所を開設し、20箇所の避難所へ25世帯、57名が避難した。

【質疑・意見等】

- ・ 質疑等なし

(3) 平成 2 2 年度の気象警報・注意報の改善について

- ・ 警報・注意報の発表区域が平成 2 2 年 5 月から市町村単位での発表に変更となる。
- ・ 豊田市は現在 2 地区に分割されて発表されており、「豊田市西部」「豊田市東部」の区域で発表される予定である。
- ・ 発表基準が見直され、現在の基準より高めとなり、警報・注意報の発表回数が少なくなると予想される。

【質疑・意見等】

- ・ 見直し後の警報・注意報の基準を具体的に示していただきたい。

【回答】

- ・ 具体的な通知はまだ無い。気象庁の説明の中では、注意報について現在西部が時間雨量 2 0 mm から 3 0 mm へ、東部については、時間雨量 4 0 mm から 6 0 mm に変更される予定である。

(4) 豊田市市民防災総合演習について

- ・ 平成 9 年度よりコミュニティ単位で実施している。
- ・ 昨年度から防災行政無線のサイレン吹鳴による住民の避難及び、緊急地震速報による中学校の教師、生徒の避難を実施している。
- ・ 本年度は、「災害時要援護者登録台帳」を利用した訓練を実施した。
- ・ 平成 2 2 年度は稲武地区・猿投台地区の 2 地区で実施する予定である。

【質疑・意見等】

- ・ 竜神地区の演習に要援護者対応で参加した。要援護者のみならず、1人暮らしの方の対応ということで地域支援者にも参加していただいた。安否確認の対応にはマップ作り等も大切であるが、要支援者にも参加してもらうなど、訓練内容に考慮をお願いしたい。

【回答】

- ・ 要援護者対策は防災対策の重点事項と捉え、訓練も含め積極的に対応する。

(5) 洪水標識の設置について

- ・ 想定浸水深を表した洪水標識を設置している。
- ・ 今後も計画に沿って設置していく。

3 その他

【質疑・意見等】

- ・ 質疑等なし

以上で全議事が終了